

3. 受験申請受付期間

平成30年5月7日（月曜日）から5月18日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

なお、郵送による申請は、平成30年5月18日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

（注）筆記試験免除申請者も、同期間内に申請してください。

4. 受験申請書類の提出先等

- (1) 筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は地方法務局の総務課（§8の表参照）に提出してください。申請に当たっては、申請者に都合の良い受験地を選んでください。
- (2) 筆記試験免除申請者は、口述試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する管区法務局（§8の表中、○印の付された法務局）の総務課に提出してください。申請に当たっては、申請者に都合の良い受験地を選んでください。
- (3) 郵送により申請する場合には、封筒の表に「司法書士受験」と朱書きした上、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（62円）を貼り、必ず書留郵便で送付してください。

5. 提出に当たっての注意事項

- (1) 受験申請書の受付後は、受験地の変更は認めません。
- (2) 受け付けた受験申請書は、返還しません。
- (3) 筆記試験受験票が到着しない場合には、念のため受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。
- (4) 受験申請書の受付後に住所等に変更があった場合には、直ちに受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。
- (5) 身体の機能に著しい障害のある方については、障害の状況により必要な範囲で措置を講ずることがありますので、受験の申請に先立ち、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は地方法務局の総務課まで御相談ください。

§3 筆記試験の期日及び時間割等

1. 期 日 平成30年7月1日（日曜日）

2. 試験の内容

- (1) 憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
- (2) 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
- (3) 供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
- (4) その他司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

3. 試験の時間割等

	時 間	試 験 の 内 容
試験場集合時刻	午前9時（注）	
午前の部	午前9時30分から午前11時30分まで	上記2. (1)
午後の部	午後1時から午後4時まで	上記2. (2)から(4)まで